

3 輸国第 1979 号-1  
令和 3 年 10 月 7 日

北海道農政事務所長 殿  
各地方農政局長 殿  
内閣府沖縄総合事務局長 殿

(※農林水産省) 輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の  
別紙の一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射線物質検査証明書を求められるなどの規制措置がとられており、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」（以下「別紙 ZZ-02」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、欧州連合（以下「EU」という。）による当該規制措置の変更を受け、別紙 ZZ-02 について、下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、手続規程の別紙 ZZ-S1「輸出される水産物に関する都道府県等による証明書の発行要綱」（以下「別紙 ZZ-S1」という。）についても、下記のとおり所要の改正を行いましたので、管轄自治体への周知をお願いいたします。

#### 記

- 1 別紙 ZZ-02 について、以下のとおり改正。
  - ・ EU 等（EU 及び北アイルランドをいう。以下同じ。）及び EFTA 向け輸出証明書の様式の変更並びにそれに伴う申請及び審査内容の追加
  - ・ EU 等及び EFTA において日付証明に係る記載の削除並びに規制対象となる地域及び品目の変更
  - ・ その他所要の改正

- 2 別紙 ZZ-S1 について、以下のとおり改正。
  - ・ E U 等及び EFTA に輸出する場合における輸出証明書の発行要件の追記
  - ・ その他所要の改正
  
- 3 E U 等及び EFTA (スイス及びリヒテンシュタインを除く。) 向け輸出の際は、令和 3 年 10 月 9 日までの日付で発行される輸出証明書は、従前の要綱の別記様式 2-8 により発行し、令和 3 年 10 月 10 日以降の日付で発行される輸出証明書については、改正後の要綱の別記様式 2-8-1 により発行すること (スイス及びリヒテンシュタインについては、証明書様式の変更日が不明なため、追って連絡する。)